

# 松本市総合交通戦略及び自転車活用推進計画策定に関する分析・検討支援業務委託 仕様書（案）

## 第1 総則

### 1 適用

本仕様書は、令和2年度から令和3年度にかけて実施する「松本市総合交通戦略及び自転車活用推進計画策定に関する分析・検討支援業務委託」に適用する。

### 2 業務の目的

本市では、自動車だけに頼らない多様な交通ネットワークを構築し、公共交通を軸に歩いて暮らせる集約型まちづくりを推進するため、平成27年度に「松本市次世代交通政策実行計画（松本市総合交通戦略）（以下「総合交通戦略」という。）」を策定した。総合交通戦略は、目標年次を令和7年度までの10年間としており、令和2年度が中間年次となることから、進捗状況の評価・検証、成果指標の更新及び重点施策の再検討を行う必要がある。

また平成29年5月、国において、自転車の利用を促進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする「自転車活用推進法」が施行され、平成30年6月には「自転車活用推進計画」が策定された。長野県においても、平成31年3月に「長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例」が施行され、「長野県自転車活用推進計画」が策定されたところである。

本市においては、国・県の動向、SDGs（持続可能な開発目標）等の視点を踏まえ、中間年次を迎えた総合交通戦略を評価・検証し見直すとともに、総合交通戦略にも位置づけられた自転車の活用を推進するため、総合交通戦略を上位計画とする、「松本市自転車活用推進計画」の策定が必要である。

本業務では、総合交通戦略の見直し及び松本市自転車活用推進計画の策定に向けて、各種分析、施策の検討及び資料作成の支援を行うこととする。

### 3 履行期間

契約締結の日から令和3年9月30日まで

### 4 対象範囲

松本市全域

## 第2 業務内容

### 1 共通業務

#### (1) 現状分析、既存データの解析

各種の法定調査、道路交通体系等に関するデータ及び令和元年度交通手段分担率等調査、自転車関係データ等本市所有データの解析を行い、本市の交通を取り巻く現況を整理する。なお、解析にあたっては、調査精度や属性誤差についても検証を行う。

(2) 素案及び素案（概要版）の作成

素案及び素案（概要版）を作成する。素案及び素案（概要版）については、パブリックコメントの公表用として使用するため、市民や事業者等にとって分かりやすい表現となるよう工夫して作成すること。

(3) 案及び案（概要版）の作成

パブリックコメントの結果を踏まえながら、案及び案（概要版）を作成する。

(4) 会議運営補助

庁内における検討会議、関係する各種団体や学識者により構成する松本市次世代交通政策検討委員会及び設置を予定する自転車活用部会（仮称）等で使用する資料作成を行う。資料作成は計3回程度となる。会議出席については、別途協議のうえ、決定する。

## 2 松本市総合交通戦略の見直しに係る分析・検討

(1) 成果指標の更新

計画における成果指標の現況値（R2）を算出し、目標年次（R7）における目標値の見直しについて検討する。成果指標は次のとおり。

ア まちなか歩行者数 イ 中心市街地人口割合 ウ 公共交通利用者数

エ 路線バス（幹線）利用者数 オ 公共交通カバー圏率 カ 交通手段分担率（自動車）

(2) 中間評価及び課題の整理

上記1(1)を踏まえ、総合交通戦略に記載の本市現況を表す基礎データの時点修正を行い、総合交通戦略の中間評価と本市における課題の整理を行う。

(3) 施策の整理及び重点施策の検討

計画に位置づけられた各施策について、令和元年度までの進捗状況及び実施に向けた課題を整理する。必要に応じて実施時期及び実施主体の見直しを行う。また、2(2)に基づき、技術革新等により近年新たに登場した交通政策や要素技術、国・県の政策方針、他都市の状況や適用可能性等を踏まえ、本市の課題に適した施策を検討し、提案する。なお、短期（R3～R7）で重点的に実施すべき施策は、実施の方法を含めて本市に提案する。

## 3 自転車活用推進計画の策定に係る分析・検討

(1) 課題の整理及び基本的な方向性の検討、提案

上記1(1)を踏まえ、本市の強みや課題を、客観的・定量的に整理するとともに、基本的な方向性について検討し、本市に提案する。

なお、検討に当たっては、総合交通戦略のほか、国・長野県の自転車活用推進計画、本市の上位計画、都市、交通、健康、環境、観光、防災等の関連計画・施策との整合を図りつつ、地域の交通基盤や交通特性、道路空間の状況、交通規制の状況、人口分布、年齢階層、地形の起伏、施設立地等の本市の都市特性を踏まえ検討を行うものとする。

(2) 目標の検討、提案

上記(1)を踏まえ、目標を検討し、本市に提案する。目標設定に関しては、テーマ別に検討することを想定している（自転車走行環境、駐輪環境、自転車安全教育、自転車観光、健康、環

境、防災等)。

(3) 実施すべき施策の検討

上記(1)、(2)を踏まえ、目標達成に向けて必要な施策を検討し、その案を本市に提案する。なお、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(平成28年7月19日道路局長・交通局長通知)に基づく自転車ネットワーク計画を位置づけること必須とする。

### 第3 委託業務の進行等

#### 1 業務着手

(1) 受注者は、業務着手にあたり、次に掲げる書類を契約締結後15日以内に提出し、発注者の承認を得なければならない。

ア 業務計画書

イ 業務工程表

(2) 業務計画書は、以下の事項を記載するものとする。

ア 業務概要

イ 実施方針

ウ 業務組織計画

エ 打合せ計画

オ 使用する主な図書及び基準

カ 連絡体制(緊急時含む)

キ 情報セキュリティ対策

(3) 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度、発注者に変更業務計画書を提出しなければならない。

#### 2 中間打合せ

(1) 受注者は発注者と十分な打合せ協議を行うものとする。

(2) 打合せの場所・方法等は、発注者と協議を行い決定する。

(3) 業務の実施に当たっては、定期的に打合せを行うほか、逐次、発注者と協議を行い、発注者の指示により業務を進めること。

#### 3 参考資料

次に掲げる関連計画等を参照すること。

(1) 松本市総合計画

(2) 松本市次世代交通政策基本方針

(3) 松本市次世代交通政策新しい交通体系によるまちづくりビジョン

(4) 松本市次世代交通政策実行計画(松本市総合交通戦略)

(5) 松本市地域公共交通網形成計画

(6) 松本市都市計画マスタープラン

(7) 松本市立地適正化計画

- (8) 松本市交通安全計画
- (9) 松本市道路整備五箇年計画
- (10) 松本市環境基本計画
- (11) 松本市商業ビジョン
- (12) 松本市観光ビジョン
- (13) その他関連計画・業務資料等

#### 4 技術者の要件

- (1) 管理技術者及び主任技術者の資格

技術士（「建設部門—都市及び地方計画」又は「建設部門—道路」又は「総合技術監理部門」）、RCCMのいずれかの資格を有すること。

- (2) 管理技術者及び主任技術者の業務実績

平成22年4月1日以降に、以下ア及びイに示す同種・類似業務のうち、一つ以上の経験を有すること。

ア 総合交通戦略に関する同種・類似業務

- (7) 同種業務

地方自治体の総合交通戦略（国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）の策定又は改定に関する業務

- (i) 類似業務

地方自治体の総合的な交通政策に関する計画の策定又は改定に関する業務

イ 自転車活用推進計画に関する同種・類似業務

- (7) 同種業務

地方自治体の自転車活用推進計画の策定に関する業務

- (i) 類似業務

地方自治体の自転車に関する計画の策定又は改定に関する業務

#### 5 成果品

本業務において作成する成果物納期については、概ね次のとおりとし、詳細は計画時に発注者と協議のうえ決定するものとする。なお、提出方法は協議のうえ決定する。

項目	納期等
1 総合交通戦略の見直し素案及び素案【概要版】	令和3年4月頃
2 自転車活用推進計画の素案及び素案【概要版】	〃
3 総合交通戦略の見直し案及び案【概要版】	令和3年8月頃
4 自転車活用推進計画の案及び案【概要版】	〃
5 会議用資料作成 3回程度	開催日7日前まで
6 報告書	業務完了時

## 第4 業務上の留意事項等

### 1 本市が想定するスケジュール

2. 9月初旬 松本市次世代交通政策検討委員会で受託候補者を紹介、契約締結  
10月末  
～11月末 庁内会議、松本市次世代交通政策検討委員会及び自転車活用部会（仮称）で1回目の協議
3. 1月中旬  
～2月中旬 庁内会議、松本市次世代交通政策検討委員会及び自転車活用部会（仮称）で2回目の協議  
4月  
～5月 庁内会議、松本市次世代交通政策検討委員会及び自転車活用部会（仮称）で計画素案について協議  
7月  
～8月 庁内会議、松本市次世代交通政策検討委員会及び自転車活用部会（仮称）でパブリックコメント結果を踏まえた計画案について協議

### 2 秘密の保持等

- (1) 本業務において知り得た個人情報、本業務に必要な範囲以外に利用してはならない。
- (2) 本業務遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 情報セキュリティ確保に関する共通仕様書を遵守すること。

### 3 その他

- (1) 本業務の実施により得られた成果及び成果品の使用に関する一切の権利は、発注者に帰属する。
- (2) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書によりがたい事由が生じたとき、本仕様書に記載のない事由が生じたときは、本市と速やかに協議し、その指示に従うこと。また、協議結果を記した書面を本市に提出すること。
- (3) 成果品納入後に、受注者の責めによる不備が発見された場合には、受注者は、無償で速やかに必要な措置を講ずること。
- (4) 本委託契約における前払金の支払いは行わないものとし、業務委託完了後、一括で支払う。